連絡先: 医療保健部食品安全課 担当者: 食品衛生班 上浦、山中 電 話: 059-224-2343

食中毒警報発令(第2号)

食中毒警報発令基準(1)に達したことから、本日11時に食中毒警報(第2号) を発令します。

1 発令日時 令和4年8月1日(月) 午前11時

- 2 発令該当基準
 - 以下の気象状況は食中毒警報発令基準(1)に該当します。

気象状況(津:津地方気象台調べ)

8月1日 午前9時現在の気温 30.0 湿度 72%

予想最高気温 3 4 最低気温 2 6 . 8

3 伝達先

医療保健総務課、長寿介護課

子ども・福祉部(少子化対策課、子育て支援課、障がい福祉課)

教育委員会(保健体育課)、環境生活部(私学課)

農林水産部(農産物安全・流通課)

各保健所、各市町

(一社)三重県食品衛生協会、(公財)三重県生活衛生営業指導センター、

(一社)三重県調理師連合会

- 4 食中毒警報発令基準
- (1)気温30 以上が10時間以上継続することが予想される場合
- (2)気温25 以上で相対湿度90%以上が10時間以上継続することが予想される場合
- (3)24時間以内に急激に気温が上昇し、その差が10 を超えることが予想される場合
- (4)その他、食中毒及び感染症の発生状況等を勘案し、特に必要があると認める場合 合
- 5 警報の有効期間 警報発令後48時間とします。

(参考)

警報発令状況 本年 2回(6月27日、8月1日)
前年 2回(7月19日、8月4日)

三重県内食中毒発生状況 本年現在 2件(4月以降1件) 患者数 41人 (四日市市分を含む) 前年同期 3件(4月以降1件) 患者数 75人 前年中 7件(4月以降5件) 患者数 226人

四日市市、岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、岡崎市、豊橋市、豊田市、一宮市と同時発令します。